

予土まち（愛媛県エリア）ロゴデザイン使用要領

（趣旨）

第1条 この要領は、サイクリング重点戦略エリア「宇和島・広見川を中心とした地域」（以下、「予土まち（愛媛県エリア）」という）に係るブランドイメージであるエリアロゴ（以下、「ロゴデザイン」という）を使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴデザインの使用目的）

第2条 ロゴデザインは、予土まち（愛媛県エリア）において、別に定めた統一コンセプトに基づき実施する散走などのサイクリングの魅力を予土まち内外に発信するために使用する。

（ロゴデザインに関する権利）

第3条 ロゴデザインに関する一切の権利は、愛媛県に属する。

2 ロゴデザインの管理及び使用に係る事務手続きは、愛媛県南予地方局地域産業振興部地域政策課が所管する。

（使用できる者）

第4条 ロゴデザインは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (3) 自己の商標または意匠としての使用その他独占的な使用の恐れがあるとき。
- (4) 予土まち（愛媛県エリア）の品位を傷つけ、または傷つける恐れがあるとき。
- (5) 予土まち（愛媛県エリア）のイメージを損ない、または損なう恐れがあるとき。
- (6) ロゴデザインを正しい使用方法に従って使用しない、または使用しない恐れがあるとき。
- (7) 前各号に掲げるものの他、愛媛県南予地方局地域産業振興部地域政策課長（以下、本文において「地域政策課長」という）が適当でないと認めるとき。

（使用の申し込み）

第5条 ロゴデザインを使用しようとするもの（以下、「申込者」という）は、予土まち（愛媛県エリア）ロゴデザイン使用申請書（様式第1号）に使用するものの見本（または写真、画像データ）などを添付して事前に（使用のおおむね1週間前までを目安とする）愛媛県南予地方局地域産業振興部地域政策課に提出し、その許諾を得るものとする。

2 地域政策課長は、前項の規定による申し込みについて必要がある場合には、申込者に対

し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると、地域政策課長の許諾を要しない。

- (1) 愛媛県、宇和島市、松野町及び鬼北町が使用するとき。
- (2) (1)に記載する団体が共催または後援する行事について、その共催または後援を示す目的において使用するとき。
- (3) 報道機関等が報道の目的で使用する場合
- (4) その他申し出ることを必要としないと地域政策課長が認めたとき。

(使用の許諾)

第6条 地域政策課長は、前条第1項の規定による申し込み内容が第4条各号に該当する場合を除き、ロゴデザインの使用を許諾するものとする。

2 地域政策課長は、ロゴデザインの使用を許諾するときは、予土まち（愛媛県エリア）ロゴデザイン使用許諾通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

3 地域政策課長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

4 地域政策課長は、使用を許諾しないときには、予土まち（愛媛県エリア）ロゴデザイン使用不許諾通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴデザインを使用する者は、使用するロゴデザインについて、「予土まち（愛媛県エリア）ロゴデザイン使用ガイドライン」を遵守するものとする。ただし、地域政策課長が認めた場合はこの限りではない。

前条の規定に基づき使用許諾を受けてロゴデザインを使用する者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容や用途にのみ使用すること。
 - (2) 許諾を受けた使用権は、それを譲渡し、または転貸しないこと。
 - (3) 許諾に際して条件を付された場合、それに従うこと。
 - (4) 許諾に係る物品の完成品は、使用開始に先立ち速やかに地域政策課長に提出すること。
- ただし、完成品の提出が困難と地域政策課長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用禁止および許諾の解除)

第8条 ロゴデザインの使用許諾を受けた者が、この要領に違反したときは、地域政策課長は、その許諾を解除することができる。

2 地域政策課長は、前項の規定により、使用許諾を解除するときは、予土まち（愛媛県エリア）ロゴデザイン使用許諾解除通知書（様式第4号）により、申込者に通知する。

3 地域政策課長は、前項の規定による使用許諾の解除により申込者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

第9条 申込者が、ロゴデザインの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償または損失の補償などを求められた場合でも、愛媛県は責任の一切を負わないものとする。

（施行期日）

この要領は、令和5年3月8日から施行する。

この要領は、令和7年3月27日から施行する。

様式第 1 号

予土まち（愛媛県エリア）ロゴデザイン使用申請書

令和 年 月 日

愛媛県南予地方局地域政策課長 様

所在地（住所）
氏名（法人にあっては名称
及び代表者氏名）

予土まち（愛媛県エリア）ロゴデザインの使用について、下記のとおり届出します。

使用目的 (趣旨)		
使用内容 (使用する広告・ 商品等の概要)		
製作数		
使用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
その他特記事項		
担当者連絡先	所属	
	役職・氏名	
	連絡先	TEL : FAX : E-Mail :

※使用する広告・商品等のイメージ図がある場合は添付してください。

別紙様式 2 号

予土まち（愛媛県エリア）ロゴデザイン使用許諾通知書

南局地第 号
令和 年 月 日

様

愛媛県南予地方局地域政策課長

令和 年 月 日付けで申請のあった、予土まちロゴデザインの使用については、次のとおり許諾します。

なお、使用にあたっては、下記の附帯事項を遵守してください。

受理番号	
作成物 (内容、種類、品種等)	
使用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
使用・頒布等の場所	
条件	

【附帯事項】

- (1) ロゴデザインは変更せずに、縦横同比率による拡大及び縮小を行ったうえで使用すること。
- (2) 受理された内容により使用すること。
- (3) 原則として、ロゴデザインの近接に受理番号を明記すること。
- (4) 受理に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (5) 受理された物品の完成品を、速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (6) ロゴデザインの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

別紙様式 3 号

予土まち（愛媛県エリア）ロゴデザイン使用不承諾通知書

南局地第 号
令和 年 月 日

様

愛媛県南予地方局地域政策課長

令和 年 月 日付けで申請のあった、予土まち（愛媛県エリア）ロゴデザインの使用については、以下の理由で使用承諾できませんのでご了承くださいますようお願いいたします。

不承諾理由	
-------	--

別紙様式 4 号

予土まち（愛媛県エリア）ロゴデザイン使用許諾解除通知書

南局地第 号
令和 年 月 日

様

愛媛県南予地方局地域政策課長

令和 年 月 日付けで許諾した以下の予土まち（愛媛県エリア）ロゴデザインの使用については、以下の理由で許諾を解除しますのでご了承いただきますようお願いいたします。

受理番号	
許諾解除理由	